

IV 参考資料

1 水質測定結果の評価方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準」により評価する。

2 検出の有無の判断基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号に規定された測定方法（環境基準項目）により測定したときの定量下限値である。

(環境基準項目)

測定項目	環境基準値	検出の有無の判断基準
ヒ素	0.01 mg/l 以下	0.005 mg/l
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	0.0002 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	0.0004 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	0.004 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下	0.0005 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下	0.0006 mg/l
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下	0.002 mg/l
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	0.0005 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下	0.0002 mg/l
チウラム	0.006 mg/l 以下	0.0006 mg/l
シマジン	0.003 mg/l 以下	0.0003 mg/l
チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下	0.002 mg/l
ベンゼン	0.01 mg/l 以下	0.001 mg/l
セレン	0.01 mg/l 以下	0.002 mg/l
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下	0.02 mg/l

(参 考)

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

平成9年3月13日 環境庁告示第10号

改正 平成11年2月22日 環境庁告示第16号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準について次のとおり告示する。

環境基本法第16条第1項による地下水の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

環境基準は、すべての地下水につき、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

第2 地下水の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、地下水の水質の測定を行う場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
- (2) 測定の実施は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、地下水の流動状況等を勘案して、当該項目に係る地下水の水質汚濁の状況を的確に把握できると認められる場所において行うものとする。

第3 環境基準の達成期間

環境基準は、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする（ただし、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場合を除く。）

第4 環境基準の見直し

環境基準は、次により、適宜改訂することとする。

- (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更及び環境上の条件となる項目の追加等
- (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等

別表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01 mg/l以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01 mg/l以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.05 mg/l以下	規格K0102の65.2に定める方法
ヒ素	0.01 mg/l以下	規格K0102の61.2又は61.3に定める方法
総水銀	0.0005mg/l以下	昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/l以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/l以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/l以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/l以下	規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/l以下	規格K0102の67.2又は67.3に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5に定める方法, 亜硝酸性窒素にあつては規格K0120の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/l以下	規格K0120の34.1に定める方法又は公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1 mg/l以下	規格K0102の47.1若しくは47.3に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1, 43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸性イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸性イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。